

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示 新旧対照条文  
 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

別表第三

番号	一〇百五十	医療機器の名称	1 歯科用空気回転駆動装置	基準	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
				基準	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
				基準	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
				基準	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果

改正前

別表第三

番号	一〇百五十	医療機器の名称	1 歯科用空気回転駆動装置	基準	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
				基準	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
				基準	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
				基準	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果

四百八十五	百五十 五〇四 百八十		四 百五十	三 百五十	二 百五十	
1 歯科用電動 式ハンドピー	(略)		1 ストレート ・ギアードア ングルハンド ピース	(略)	1 歯科用電気 回転駆動装置	
T五九二二	(略)		T五九二二	(略)	T五九二二	
電気駆動により、 歯、義歯、人工歯	(略)	駆動源からの回転 を等速又は変速し て、歯又は義歯等 を切削又は研磨す る歯科用バー、リ ーマ等に回転、振 動等の動作を伝達 すること。	駆動源からの回転 を等速又は変速し て、歯又は義歯等 を切削又は研磨す る歯科用バー、リ ーマ等に回転、振 動等の動作を伝達 すること。	(略)	歯、義歯、歯冠等 を切削又は研磨す る機器を電氣的に 駆動すること。	ングルハンドピー スなどにその回転 を伝達すること。

四百八十五	百五十 五〇四 百八十		四 百五十	三 百五十	二 百五十	
1 歯科用電動 式ハンドピー	(略)		1 ストレート ・ギアードア ングルハンド ピース	(略)	1 歯科用電気 回転駆動装置	
T五九〇七 T五九〇九	(略)		T五九〇七	(略)	T五九〇九	
電気駆動により、 歯、義歯、人工歯	(略)	駆動源からの回転 を等速又は変速し て、歯又は義歯等 を切削又は研磨す る歯科用バー、リ ーマ等に回転、振 動等の動作を伝達 すること。	駆動源からの回転 を等速又は変速し て、歯又は義歯等 を切削又は研磨す る歯科用バー、リ ーマ等に回転、振 動等の動作を伝達 すること。	(略)	歯、義歯、歯冠等 を切削又は研磨す る機器を電氣的に 駆動すること。	ングルハンドピー スなどにその回転 を伝達すること。

四百八 十七 九百三 十六	(略)	四百八 十六 1 歯科用空気 駆動式ハンド ピース	ス
(略)	(略)	T五九二二	
(略)	(略)	空気駆動により、 歯、義歯、人工歯 冠等を切削又は研 磨するために歯科 用バー、リーマ等 に回転、振動等の 動作を伝達するこ と。	冠等を切削又は研 磨するために歯科 用バー、リーマ等 に回転、振動等の 動作を伝達するこ と。

四百八 十七 九百三 十六	(略)	四百八 十六 1 歯科用空気 駆動式ハンド ピース	ス
(略)	(略)	T五九〇七 T五九〇八	
(略)	(略)	空気駆動により、 歯、義歯、人工歯 冠等を切削又は研 磨するために歯科 用バー、リーマ等 に回転、振動等の 動作を伝達するこ と。	冠等を切削又は研 磨するために歯科 用バー、リーマ等 に回転、振動等の 動作を伝達するこ と。